

# アメリカの陪審裁判に見る法の精神の実現

—— より良い国民の司法参加をめざして ——

田 中 厚 彦

## 要 約

政府の「司法制度改革審議会」は本年（平成13年）6月に最終意見書を取りまとめた。それによれば、国民の司法参加に関しては、「裁判員」制を採用し、一般市民が具体的な事件の裁判手続きに参加できることになっている。この制度の導入は、裁判の民主化に向かった動きの第一歩であって、喜ばしいことであるが、その内容は陪審制と参審制との中間的なものであり、両者の妥協の産物である。裁判の民主化の観点からは、陪審制の方がより進んだものと考えられるから、「裁判員」制を具体的に構築していくに当たっては、陪審制の良い点を積極的に活用していくことが強く要請される。

この小論では、アメリカ合衆国において広く行なわれている陪審裁判の実態を考察して、そのプラス面とマイナス面とを認識する。それにより、陪審裁判が目指している法の精神がどの程度実現しているかを判断しようとするものである。また、わが国においても戦前の一時期に、刑事事件について陪審裁判が行なわれていた。この制度が発足し、また停止するに至った事情を通して、わが国における陪審裁判の問題に触れた。今後、「裁判員制」を具体化していく上において、これらのアメリカおよびわが国における実例や経験を踏まえて、より良い国民の司法参加の実現を図らなければならない。

## はじめに

政府の「司法制度改革審議会」は、昨年（平成12年）11月に中間報告を発表し、本年6月に最終意見書を取りまとめた。この審議会で取り上げた問題は司法制度全般の見直しであるから、大きなテーマがいくつもあるが、その内の一つとして「国民の司法参加」がある。そこでは、国民が個別の訴訟の手続きに新たに参加する制度が模索され、具体的には欧米諸国で行なわれている陪審制と参審制とが検討の対象となった。

陪審制とは、一定数の一般市民が裁判官とは別に事実問題について評議し、その評決が裁判官を原則的に拘束するものである。これに対して参審制とは、一定数の市民と裁判官とが協働して事実問題及び法律問題について評議し、評決するものである、と一般的に理解されている。

それぞれの制度について長所と短所とがあり、決着が着かなかったためであろうか、審議会の最終意見書では陪審制でもなく参審制でもない中間的な「裁判員制」を採用しようとしているが、これは事実上参審制に近いようだ。ただし、裁判員の数などその内容がまだ明確になっていない事項があるので、その具体化を図るには今後さらに紆余曲折が予想される。

ところで、裁判そのものを民主主義的に行なうという観点からすれば、陪審制の方が参審制よりもはるかに優れている、と思われる。陪審裁判においては、裁判の内容を素人の陪審員に良く分かるよ

うに再構成してみせてくれる仕組みになっているからである。判決が陪審員に納得のできるものである、国民全体が納得できるものである、と考えることができるだろう。

さて、私はかねてから学生に陪審裁判の実態をよく理解してもらう必要性を感じていたが、それにはアメリカの映画に出てくる陪審裁判の場面を見てもらうのが一番良いのではないかと、いうことになった。そこで今年の春休みの時期に、本学のビデオ・ライブラリーから次の四本の映画を選定した。それらは、

- 1) 「評決」(The Verdict),
- 2) 「レインメーカー」(The Rainmaker),
- 3) 「告発」(Murder in the first), 及び
- 4) 「12人の怒れる男」(12 Angry Men), であった。

1) の映画は、医師による医療ミスを不法行為として、その責任を問うたもの。2) は、保険金の支払いを拒絶した保険会社に対し、損害賠償を請求した事件。3) は、刑務所内で殺人をした犯人に対する刑事事件。4) は、少年による父親殺しの事件に関して、12人の陪審員がどのような議論をし、経過を経て評決したのかを描いている、ものである。

次に、これらの映画の中から、陪審裁判の進行状況や事件の内容がよくわかる場面をいくつか抜粋し、編集し、解説を付けて一本の教材用のビデオを作成した。全体で2時間程度のものになった。

そこで早速に、新学期の「法学」の授業でこのビデオを学生に見せ、また中間テストでその感想を求めてみた。学生の反応は総じて良く、裁判そのものの難しさをも理解してもらえたようである。勿論、映画で取り扱っている裁判であるから、劇的にかつ人々の心に強く訴えるようにできている。実際の事件の解決の仕方や裁判そのものは、映画のように華やかなものではないのであるが、そのような事情を割り引いても学生に陪審裁判の実態について理解してもらえの良い教材になったのではないかと考えている。

さて、国民による裁判手続きへの参加の形態が「陪審制」なのか、「参審制」なのか、あるいはその中間的な「裁判員制」なのかということになるが、ここでは陪審制の実態を明らかにするため、以下の通りにまとめてみた。陪審制の長所と短所とを良く認識した上で、その制度の持つ良さを今度の司法制度の改革に最大限に活用してもらいたいと念願する。

## 1. 陪審裁判とは

現代アメリカの訴訟制度において、陪審裁判は重要な地位を占めているが、それが司法の民主化の柱となっているからである。

世界の法体系は大陸法体系と英米法体系とに大別できる。大陸法体系はローマ法を継受しているので、ローマ法の影響が強く、制定法の形で存在する。対して、英米法の体系はいわゆるコモン・ローの体系であって、慣習法としてのゲルマン法を基調として、判例法の形で形成されてきたものである。

英米社会においては、法は具体的な紛争を解決する訴訟を通じて、裁判官によって創造されたものである。訴訟を通じて、契約法や不法行為法といった基本的法分野が形成されてきた。しかも、この法は、陪審裁判によって生み出されてきた判例法である。

陪審裁判制度は、イギリスにおいて18世紀の中頃に形成された制度であるが、現在のイギリスでは民事・刑事裁判ともにあまり利用されていない。しかるに、アメリカはこの制度をイギリスから継受し、大いに活用している。

アメリカ社会において、陪審裁判が広く行なわれているのは次のような事情によるものであろう。

- 1) 歴史的にみて、植民地時代においてはイギリス国王の直属の裁判官によって、裁判が行なわれていたのであるが、その際に陪審裁判が人民の自由と人権とを守る役割を果たしていたこと。
- 2) 独立するに当たって、国民が連邦裁判所において陪審裁判をうける権利は民事及び刑事事件ともに、憲法上の権利となったこと（修正第5、6、及び7条）。

また、各州の裁判所での刑事事件において、陪審裁判をうける権利は連邦憲法修正第4条によって、すべての合衆国国民に対して保証されている。さらに、民事事件についても、原則として陪審裁判が行なわれている。

陪審裁判は、国民が司法に対して直接に参加することのできる重要な機会であって、司法の民主化を図る観点において有効な役割を果たしているのである。この制度はまさに、人民のための人民による開かれた司法制度の理想を体現しているものである、と言えよう。

## 2. アメリカにおける陪審裁判制度

陪審員は法律や裁判に関しては、素人である。通常、各訴訟事件につき12名が陪審員となり、事件のうちの事実問題について評決（Verdict）を下す。法律問題については、裁判官が決定する。評決をするに当たって、かつては全員一致が要求されていたが、現在では緩和されて多数決による評決でもよいことになっている。

その選任の手続きとして、まず陪審員候補者が一定地域の選挙人名簿登載者の中から無作為に選出されて、裁判所に召集される。そこで各候補者について、欠格事由の有無が調査されたり、各訴訟当事者による忌避、等が行なわれて、一定数の者が選任される。（12人による陪審の場合には14～16人が選任され、12人からはずれた者は補欠となる。）

陪審員の選定の段階において、弁護士、検察官ともに自己に有利な陪審員の構成となるように種々作戦が練られる。

陪審裁判（刑事事件の場合）の進行は次のような流れとなる。

### 1) 大陪審による起訴手続き

これは検察官による起訴手続きの一部であって、裁判そのものの手続きではない。検察官は23人の市民を前にして、検察側の証人を尋問し、被疑者の犯罪について立証してから、陪審員に対して起訴か不起訴かの判断を仰ぐ。この際に、被疑者及び弁護人の出廷は認められない。ここで、起訴が決定すれば訴訟となる。

## 2) アレインメント（罪状認否）の手続き

被告人自身が有罪か無罪かの答弁をする。

無罪の答弁の場合には、第1回目の公判期日が指定される。有罪の答弁の場合には、被告人は裁判を受ける権利を放棄したことになるので、この後は、量刑の手続きに移る。（検察官と被告の弁護人との間で、量刑において合意することになる。）

## 3) 陪審員の選定手続き

各陪審員は宣誓をした上で、その任務を行なう。

## 4) 裁判官による説示

裁判官は、陪審員に対して、その役割と任務について説明をする。

## 5) 冒頭陳述

検察側（検察官）及び被告人側（弁護人）によって、最初の陳述が行なわれる。

## 6) 証人尋問

証人に対して、検察官及び被告人側の弁護人が質問し、証人は陪審員の方を見て答える。陪審員に向けて、訴訟が進行しているのである。

## 7) 最終弁論

被告人側の弁護人及び検察官による最終の弁論が行なわれる。

## 8) 裁判官による説示

裁判官は陪審員に対して、何を決定すべきか、その際に適用される法は何か、についてまとめて説明する。

## 9) 陪審員は陪審長を決定して、評議をするため陪審室に入る。

評議の模様・内容は、陪審員以外には分からないようになっている。

## 10) 陪審長による評決の報告

陪審員は、評議が終了すれば、陪審室から法廷にもどり、その評決の報告をする。

以上の裁判手続きから分かるように、訴訟において陪審員の果たす役割は大きいので、訴訟当事者は検察官及び被告人の弁護人ともに常に陪審員の反応を強く意識せざるを得ないのである。冒頭陳述から始まって、証人尋問及び最終弁論に到るまで、陪審員に分かりやすく説明し、演出し、なんとか白己の味方にしようと努力することになる。

裁判官は陪審員にその心構えを説いたり、証人尋問中に訴訟当事者間で応酬される異議の申し立てをさばくなど脇役であって、主役は陪審員なのである。このようなことから、陪審裁判は、陪審員という12人の素人を審査員として演じられる弁論競技に例えることができるであろう。検察官と被告人側の弁護人とは、それぞれ自己が正しいと信ずる事件の筋書きを組み立て、それを明快に劇的に演技し、陪審員にそのどちらがより真実らしく思われるかを判断してもらうのである。裁判官はここではこの競技の司会役に留まる。

陪審裁判に関して、ここでは刑事事件の場合を取り上げたが、民事事件においても、事の本質にお

いて異ならない。訴訟の当事者として検察官が原告側の弁護人に置き代わるだけである。

ここで、陪審裁判における問題点をまとめてみよう。

1) 陪審員の選定手続きにおいて、公正さが確保されているか？

陪審員候補者は選挙人登載名簿から無作為に抽出されることであるが、選挙人名簿が陪審員としての有資格者のすべてを網羅しているのかどうか、である。また、一定の職業、地位の者を陪審の任務から免除しているが、これが公正かどうか。例えば、医師、弁護士、議員、公務員、教師、等は免除されている。これでは実際に陪審員になりうるのは、専業主婦や退職者のように特に仕事を持っていない人に限定されかねないおそれがあるだろう。

2) 裁判に要する時間をどのように短縮するか？

一般市民に陪審員としての任務を果たしてもらうには、拘束時間は短くなければいけない。しかるに、陪審員全員に事件の全貌を理解し、把握してもらった上で、正しい判断をしてもらうには、どうしても時間がかかる。陪審裁判は裁判官だけの裁判よりも時間がかかるので、裁判時間を短縮し、一般市民の協力が得られるよう、訴訟手続きにおいて制度的な工夫・改善をしていくことが要請される。

3) 財政負担の問題

陪審員としての任務は憲法上の義務であるから、各陪審員に対しては日当が支払われている。また、陪審裁判制度を維持するために、多大の経費を必要とする。これが連邦及び各州にとって大きな財政上の負担となっている。

4) 陪審員に公正な判断をすることが期待できるのか？

陪審員は、日常生活において法律や裁判とはあまり縁のない人々、一般市民である。事件の解決に当たって論理的な判断ができずに感情に走ることもあろう。また、現代社会に発生する事件は複雑、難解なものが多くなっており、陪審員が理解できる能力を超えていることもあろう。このような批判がされやすい事件として、次のような例が挙げられる。

- (a) 個人対大企業の事件、例：保険会社に対する損害賠償請求
- (b) 消費者対大メーカーの事件、例：PL訴訟
- (c) 外国人・外国企業が当事者となっている事件
- (d) 先端技術、等が関連する知的財産権の問題や国際間の複雑な取引に関連する問題、等

裁判において真に正しい判決がなされたか否かは、神のみが知るわけであろうから、陪審裁判が裁判官のみによる裁判と比較して、正しい判決がなされる程度において劣るとは一概には言えない、であろう。結局のところ、陪審裁判を意義あるものとしているのは、一般市民の代表である陪審員が判断した結論はその地域社会における正義を実現したものとして、訴訟の当事者は元より、社会全体が納得すべきものなのだ、ということであろう。これこそがまさに民主主義が実現する場面なのである。

### 3. わが国と陪審裁判制度

わが国において、現在司法の民主化に向けての改革が急務とされている。一般市民が裁判をする過程において直接関与することはないので、裁判が裁判官、検察官及び弁護士のいわゆる法曹三者によって密室で行なわれているとの感が強い。この司法の民主化を担う柱の一つとして、陪審裁判制度を活用することが考えられ、司法制度改革審議会において大いに議論されたことについては既に述べた通りである。

わが国においても戦前の一時期に、刑事事件に関して陪審裁判が行なわれていた。陪審法が1923年（大正12年）に制定・公布され、5年間の実施準備期間を置いて、1928年（昭和3年）から15年間に亘って効力を有していたのである。

陪審裁判制度が導入されたのは、時期的に大正デモクラシーの風潮の下で、護憲運動と連携して、立憲政治の理想の追求と人権擁護の要望として国民の司法への直接参加を求める声が高まったことによるものである。それには、当時の刑事被告人に対して人権を無視するような行為が社会問題となっていたからである。例えば、拷問による白白の追求、裁判官による強引な裁判の実行、等である。

陪審裁判に対する評判は、実施当初はすこぶる良好であり、一般の関心も盛り上がったのであるが、次第に法曹三者によって敬遠されるようになり、ついには空洞化してしまったようである。裁判官や検察官のみならず、弁護士までがこの制度を活用することに消極的になり、何かと理由を付けて陪審裁判を避けたとされている。結局、「戦時」を理由にこの制度は停止してしまった。戦時下の多忙な時期に陪審裁判などやっている余裕はない、ということである。

このような過程を経て、国民には次のような意識が植え付けられてしまった、と言えるだろう。

- 1) 裁判官による判断の方が素人によるものよりも、はるかに公平で、正確で、安心できる。
- 2) 一般市民は往々にして感情的となり、冷静に論理的に判断する能力に欠ける。
- 3) 日本人はその国民性として、義理人情の発想が強く、一般市民に裁判をしてもらうことを好まない。

しかしながら、このようなことが現在のわが国においてそのまま通用するとは考えられない。陪審裁判のメリットが生かされるような社会に変貌しているし、今後に変貌していくであろう。

明治憲法の下では、裁判は天皇の名によってなされ、その権威を維持したが、現行憲法の下における裁判は、人民により人民のために行なわれることによって、その権威を保たなければならない。そのような観点からして、現在の官僚的、硬直的な裁判に対して、陪審裁判制度の持つ良い点を導入していくことによって、裁判を一般市民により身近なものにしていくことが強く要請されている。法曹三者すべてが陪審員を意識して裁判を行なうことになれば、彼等の能力も向上し、一般市民が望んでいる理想の裁判により近づくことになるであろう。

#### 主要参考文献

- 1 長谷川俊明 「戦略訴訟」 東京布井出版、1986年

- 2 長谷川俊明 『日米法務摩擦』 中央公論社, 1993年
- 3 長谷川俊明 『訴訟社会アメリカ』 中公新書, 1993年
- 4 丸田 隆 『陪審裁判を考える』 中公新書, 1998年
- 5 望月礼次郎 『英米法』(新版) 吉林書院, 1997年
- 6 大内兵衛, 我妻栄 『日本の裁判制度』 岩波新書, 1965年
- 7 新堂幸司 『司法改革, 制度の選択貫徹』 日本経済新聞, 2000年7月17日
- 8 常本照樹 「国民の司法参加と憲法」 『ジュリスト』 No. 1198, 2001年4月号
- 9 安村 勉 「国民の司法参加—刑事法の立場から」 『ジュリスト』 No. 1198, 2001年4月号
- 10 読売新聞 2001年6月13日